

第4章 保険に関する制度の企画・立案

第1節 保険会社における金融商品の時価評価の導入（資料4－1－1参照）

I 金融商品の時価評価導入

平成11年1月に公表された企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」に従い、金融商品の時価評価が導入されている。金融商品の時価評価は、金融取引の多様化・高度化等が進む中で、企業の財務の実態をより適切に財務諸表に反映することにより、企業会計の透明性・信頼性を高めようとするものであり、このことは、保険会社を含む金融機関に対して、より一層強く求められている。

II 保険会社の資産・負債構造の特殊性

保険会社では、負債の大半を責任準備金が占めている。この責任準備金は、保険会社が保険契約者に対して負う極めて長期にわたる債務の履行を確実なものとするため、契約時に固定された予定利率に基づいて積み立てられることとなっている。また、このような負債面の特性に対応して、資産面においても、長期運用、とりわけ長期の債券を保有する割合が高いという特性がみられる。特に資産・負債のデュレーション・マッチング（期間対応）が図られていれば、金利変動リスクは基本的に回避されていると考えられる。

このような資産・負債構造を有する保険会社に、一般企業への適用を前提とした金融商品の時価評価の基準をそのまま適用した場合、負債側の責任準備金等の時価評価が行われない一方、資産側の債券は時価評価されることとなる。このため、資産・負債のデュレーション・マッチングが図られており、資産・負債の金利変動リスクが回避されていると考えられる場合においても、資産と負債の評価方法にずれがある結果、財務諸表上、資本の額が変動し、保険会社の真の財務状況が適切に反映されないと問題が生じることとなる。

III 金融審議会第二部会報告における対応案

平成12年6月14日に公表された金融審議会第二部会報告書「保険会社のリスク管理について（保険会社会計を巡る論点整理）」では、上記の問題点への対応策として、以下の3つの選択肢を提示し、広く一般から意見を求めた。

- ① 保険会社にも「金融商品の時価評価」を原則通り導入。同時に、財務諸表の利用者に対して、保険会社の財務構造に照らして注意すべき点があることについて周知を図る。
- ② 従来の評価方法を継続（原価法又は低価法）
- ③ 金融商品の時価評価を導入した上で、長期の負債の金利変動リスクを減殺す

る効果に関する「明確な規準」の策定を前提に、

- a 当該規準に該当する債券については、新たに設ける区分に分類して償却原価法による評価を認める。
- b 当該規準に該当する債券については、時価評価をした上で、評価差額を資本の部に計上するのではなく、資産又は負債の部に計上して繰り延べる。

IV 金融審議会第二部会における意見とりまとめ

平成 12 年 10 月 3 日に金融審議会第二部会が開催され、報告書に対し寄せられた意見を踏まえ、保険会社における金融商品の時価評価の導入の在り方について次のように意見のとりまとめが行われた。

- ① 保険会社についても金融商品の時価評価を導入する意義は大きく、時価評価の導入を先送りすべきではないということ、
- ② 保険会社にも時価評価を導入したうえで、保険会社の保有資産のうち、明確なリスク管理方針の下で資産・負債のデュレーション・マッチングが図られ、金利変動リスクを回避する効果を有すると認められる債券については、保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理を行うことが適当であること

また、日本公認会計士協会に対し、上記②の債券にかかる具体的な実務ルールの策定を要請した。

これに対し、平成 12 年 11 月 16 日、日本公認会計士協会は、業種別監査委員会報告第 21 号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』を公表し、保険会社がその保有する債券に対して保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理を適用する場合の、当面の会計上及び監査上の取扱いを明らかにした。

保険会社にかかる諸外国の会計制度においては、保険会社の資産・負債構造の特殊性から、保険会社の保有する債券について、時価評価を導入していない例も多い。そういったなかで、本件は、金融商品の時価評価の重要性に鑑み、保険会社の保有する債券についても時価評価を導入していくこととしたものである。